

記入要領及び注意事項

黒のボールペン等（消せないもの）を使用し、大きくはっきり記入してください。

申 出 書

1. 債権者の名称及び住所

(〒514-8560)

住 所： 三重県津市桜橋2-129

(フリガナ)

カブシキガイシャトウカイザイムショウテン シャチョウ トウカイ タロウ

氏 名 (商号及び代表者の役職・氏名)： 株式会社東海財務商店 社長 東海 太郎

個人：住民票上の住所・氏名を記入願います。※住所は通知が届く場所を記入願います。
法人：登記上の住所（本店所在地）、氏名（商号又は名称及び代表者の役職・氏名）を記入願います。
※記入事例は、申出者が法人の場合を記入しています。

2. 債権額

枚数及び債権額の訂正はできません。誤った記入をした場合は、申出書を書き直してください。

・プリペイドカード 5,500円分	①	3 枚	⑤	3,000円
・プリペイドカード11,500円分	②	1 枚	⑥	6,500円
・回数券 30分券	③	10 枚×170円＝	⑦	1,700円
・回数券 1時間券	④	4 枚×340円＝	⑧	1,360円

合 計	18枚 (①+②+③+④)	12,560円 (⑤+⑥+⑦+⑧)
-----	---------------	-------------------

※プリペイドカードの残高(⑤・⑥)は、後日、当局において読み取りを行いますので、別紙「プリペイ
びきご記入ください。

正しい枚数を記入願います。

3. 債権発生の原因たる事実

株式会社ディア四日市が発行したプ

正しい合計枚数、合計金額を記入願います。

後日、当局において専用の精算機により債権額の読み取りを行います。別紙「プリペイドカード記入要領」に基づき、見積もりした金額をご記入ください。

枚数及び枚数に応じた金額を計算のうえ、記入願います。
例：回数券30分券が5枚の場合、
5枚 × 1枚当たり170円 = 850円

令和8年5月11日

住 所： 名古屋市中区三の丸3-3-

保有者が申出る場合は、「1. 債権者の名称及び住所」と同じ。
保有者以外が申出る場合は、別途、保有者が記名・押印した「委任状」を提出し、本申出書には代理人の住所、氏名及び連絡先を記入してください。

氏名 (商号及び代表者の役職・氏名)： 株式会社東海財務商店 経理課長 愛知 次郎

連絡先：【電話番号】 052-951-2995 【E-mail】 〇〇〇123@△△.□□.〇〇

東海財務局長 殿

日中、連絡が取れる電話番号、E-mail を記入願います。

受付番号

当局記入のため記入不要

切り取らないこと

債権者の名称及び住所

住所：(〒514-8560) 三重県津市桜橋2-129

住所・氏名は、「1.」と同じ

氏名 (商号及び代表者の役職・氏名)： 株式会社東海財務商店 社長 東海 太郎

債権額	・プリペイドカード 5,500円分	①	3 枚	⑤	3,000円
	・プリペイドカード11,500円分	②	1 枚	⑥	6,500円
	・回数券 30分券	③	10 枚×170円＝	⑦	1,700円
	・回数券 1時間券	④	4 枚×340円＝	⑧	1,360円

枚数、金額は「2.」と同じ

合 計	18枚 (①+②+③+④)	12,560円 (⑤+⑥+⑦+⑧)
-----	---------------	-------------------

※上記2. 債権額と同様の枚数、金額をご記入ください。

受付番号

当局記入のため記入不要

申出書控え

※ 申出書に記載された内容は、発行保証金の還付に係る手続に利用するほか、裁判所又は破産管財人に提供いたしますので、ご了承ください。

※ 氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができます。